

熊谷市電子地域通貨システム構築事業公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、電子地域通貨システム構築事業を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1)名称

熊谷市電子地域通貨システム構築事業

(2)目的

本業務は、熊谷市（以下「本市」という。）が市内消費の活性化およびコミュニティツールとして活用する電子地域通貨（以下「地域通貨」という。）を導入するにあたり、地域通貨システムの導入、普及、発展を目的とし、委託するものです。

(3)内容

業務内容は別紙「熊谷市電子地域通貨システム構築事業業務委託仕様書」のとおり。

(4)委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

ア システム納品期限：令和5年7月31日

イ システム運用準備期間：令和5年8月1日から8月30日

契約後に改めてスケジュールについては協議する。

3 予算額

本システムの導入等に係る費用の上限は100,000,000円（債務負担行為）

なお、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

4 実施形式

公募型プロポーザル競争

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

(2)熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。

(3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5)次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ (1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要とされる場合において、資格者名簿の未登録の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

①概要書（様式1-1）

②使用印鑑届（様式1-2）

③履歴事項全部証明書

④財務諸表

⑤直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑥業務実績関係書類

キ 他の市町村で電子地域通貨の導入実績を有し、本システムを管理するサーバーを日本国内に設置していること。

7 参加申込手続（一次審査）

(1) 提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 参加申込書（様式 2 - 1）

イ 参加資格等確認申請書（様式 2 - 2）

ウ 会社概要整理表（様式 2 - 3）

パンフレット等の会社概要で代用も可とします。

エ 業務実績調書（様式 2 - 4）

オ 事業実施体制及び体制図（様式 2 - 5）

カ 業務協力予定書（様式 2 - 6）

キ 登記事項証明書

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたものとする。写し可）

ク 財務諸表

直近決算 2 か年度分について、貸借対照表および損益計算書を提出すること。

ケ 国税の納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書について、税務署発行の「その 3 の 3」様式を提出すること。（提出日前 3 か月以内に発行されたものとする。写し可）

コ 埼玉県税の納税証明書（埼玉県内に本店又は委任先営業所がある場合）（提出日前 3 か月以内に発行されたものとする。写し可）

サ 熊谷市税の納税証明書（熊谷市内に本店又は委任先営業所がある場合）（提出日前 3 か月以内に発行されたものとする。写し可）

(2) 提出期限

令和5年1月30日（月）17時まで

(3)提出先

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市 産業振興部 商工業振興課 担当：柳川

shokogyoshinko@city.kumagaya.lg.jp

(4)提出方法 持参又は郵送により提出すること。

また、データをメールにてご提出ください。

※受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること
とし、郵便事故等については、市は一切の責任を負わない
ものとする。

8 参加資格の審査方法及び審査結果の通知

一次審査のため提出された参加申込書、会社等概要書及び業務実績、業務実施体制について、商工業振興課において書類審査し、二次審査対象者とする。なお、申込者全員に審査結果を通知する。

9 質問及び回答

(1)質問方法

質問がある場合は、質問書に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

この場合において、件名は「プロポーザルに関する質問（熊谷市電子地域通貨システム構築事業）」とすること。また、電子メール送信後に電話にて電子メール到着の確認をすること。

電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2)質問期限 令和5年1月23日（月）17時まで

(3)提出先

熊谷市役所 商工業振興課メールアドレス

shokogyoshinko@city.kumagaya.lg.jp

(4)回答方法 質問者からの回答を参加者全員に電子メールにて回答する。

(5)回答日 令和5年1月25日(水)

10 企画提案手続(二次審査)

(1)提出書類 提出期限までに次の書類を提出する。

ア 企画提案書(様式3-1)

イ 機能一覧表(任意様式)

ウ 機能要件回答書(共通編)(様式3-2)

エ 機能要件回答書(個別機能編)(様式3-3)

オ 見積書

カ 事業実施体制及び体制図(様式2-5)

キ 業務実績調書(様式2-4)

(2)提出期限 令和5年2月27日(月)17時まで

(3)提出先 〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所 商工業振興課 宛

shokogyoshinko@city.kumagaya.lg.jp

(4)提出方法 持参又は郵送により提出すること。

郵送による提出の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

(5)提出部数 正本1部 副本7部 電子媒体(PDF形式)1セット

11 企画提案書および見積書の作成方法

(1)企画提案書

ア 仕様書の業務内容について、具体的な提案を行うこと。

イ 提案主旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記

述すること

ウ 電子マネー機能とコミュニティポイント機能の内容についてわかりやすく説明すること。

(2)機能一覧表

本システムに係る機能についてわかりやすく一覧表として説明すること。

(3)共通機能要件回答書

仕様書については、本市が要求する事項を記載している。以下の基準に基づき回答すること。

項目	回答	回答基準
共通機能	○	パッケージで対応しているもの。
	●	カスタマイズを必要とするが、無償で対応するもの。
	□	パッケージの EUC 機能で対応しているもの。
	■	代替案で対応しているもの。なお、代替機能については備考に具体的な対応方法を明記すること。
	△	有償でカスタマイズを必要とするもの。 ※カスタマイズ費用欄に記入すること。
	×	パッケージでは対応できないもの。

(4) 個別機能要件回答書

仕様書については、本市が要求する事項を記載している。以下の基準に基づき回答すること。

項目	回答	回答基準
個別機能	○	パッケージで対応しているもの。
	●	カスタマイズを必要とするが、無償で対応するもの。
	□	パッケージの EUC 機能で対応しているもの。

	■	代替案で対応しているもの。なお、代替機能については備考に具体的な対応方法を明記すること。
	△	有償でカスタマイズを必要とするもの。 ※カスタマイズ費用欄に記入すること。
	×	パッケージでは対応できないもの。

(5)見積書

- ア 人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載すること。
- イ 導入するシステムの機能について記載すること。
- ウ 販促物、カード等の作成物について単価および数量の内訳が分かるように記載すること。

12 審査方法

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により熊谷市電子地域通貨システム構築事業プロポーザル審査委員会が審査する。

二次審査対象の者について、以下の方法により、熊谷市電子地域通貨システム構築事業に関する提案競争を実施し、プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

(1)実施概要

- ア 日時 令和5年3月15日（水）
 - イ 場所 熊谷市宮町二丁目39番地
熊谷市立商工会館 2階 大ホール（予定）
 - ウ 持ち時間 各者30分以内（準備5分、説明15分以内、委員からの質疑10分以内）
- なお、パソコン等を用いる場合は、事前に商工業振興課へ連絡すること。その場合、パソコンは各自で持ち込むものとし、スクリーン、プロ

ジェクター、及びレーザーポインターは市で用意する。

エ 内容

提案書の内容について原則として、提案書類に記載されている提案責任者が説明を行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、提案責任者以外でも可能とする。特別な理由なく開始時刻に遅れた場合は失格とする。審査当日の資料は、事前に提出した二次審査提出書類のみ使用する。

(2) 評価方法

次の通り評価採点し、契約候補者を特定する。

ア 採点

審査委員会委員が採点し、契約候補者特定する。

イ 選定

合計の評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得たものが2者以上ある場合は、業務提案内容の評点が高い者を契約候補者とする。更に業務提案内容の評点と同点の場合、価格算定金額の最も低い者を契約候補者とする。ただし、総合評点が満点の6割に満たない場合は、受注候補者及び次点受注者として選定しない。

ウ 評価採点基準及び配点表(審査委員会委員1人当たり)

評価採点基準項目	配点
業務の理解度・取組方針	10点
業務実施体制及び遂行能力	20点
熊谷市スマートシティ構想への対応に係る柔軟性	30点
業務提案内容	100点

費用（最低提案価格／提案価格）× 20点	20点
独創性	20点
合計	200点

(3) 評価点の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し、それぞれの配点を上限とした点数を付す。

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各提案価格を代入して得た点数の小数点以下を切り捨てた整数とする。

(4) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

13 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和5年3月下旬

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 契約候補者の選定理由

オ プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

14 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらかじめ

て見積書を提出するものとする。

15 提出書類の取扱い

- (1)提出された全ての書類は、返却しない。
- (2)提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3)提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4)提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5)市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (6)企画提案書の提出は、1者1案とする。

16 その他

(1)言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3)参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに商工業振興課あてに提出するものとする。

(4)失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示し、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5)知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

※ 年度開始前にプロポーザル競争を実施する場合は、本件は、令和5年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合、契約は成立しないものとする。

17 日程

令和5年1月11日（水）実施公告及び参加申込開始

1月23日（月）質問締切

1月25日（水）質問に対する回答

1月30日（月）参加申込、一次審査提出書類締切

2月 3日（金）一次審査決定

2月27日（月）二次審査提出書類締切

3月15日（水）プレゼンテーション審査

3月中旬 選定委員会への報告
3月下旬 選定結果通知

18 問合せ先

熊谷市産業振興部商工業振興課 担当 柳川

住所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電話：048-524-1111（内線499）

FAX：048-525-9335

電子メール：shokogyoshinko アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※アットマーク部分は「@」に置き換えてください。